官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（総務六八）　二
○特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令施行規則（国土交通五四）　三
〔法規的告示〕
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準及び厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件の一部を改正する告示（厚生労働二〇六）　四
○特掲診療料の施設基準等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件の一部を改正する告示（同二〇七）　四
○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器の一部を改正する件（同二〇八）　五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（同二〇九）　五
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき農業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を定める件（農林水産六四八）　六
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を定める件（同六四九）　六
○特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の規定に基づき、特許庁長官が定める電磁的記録の複製のファイル形式の件（特許庁七）　六
○特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の規定に基づき、特許庁長官が定める光ディスクの一部を改正する件（同八）　七
○気象業務法施行規則第二十条第一項第一号の規定による養成課程を定める件の一部改正（気象庁三）　七
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務三七）　七
○個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件（財務一二六）　七
○保安林の指定をする件（農林水産六五〇～六六〇）　九
○登録講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件（国土交通五九二）　九
○登録講習機関の休廃止の届出があった件（同五九三）　一〇
○登録更新講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件（同五九四）　一〇
○浄化槽の型式を認定した件（北陸地方整備局二八）　一〇
○道路に関する件（近畿地方整備局七七、七八）　一〇
〔国会事項〕
内閣　法務省　札幌市　一〇
〔人事異動〕
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　一〇
〔公　告〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）　一二
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一二
特殊法人等
企業年金基金清算人就任関係　三〇
会社その他

省　　令

○総務省令第六十八号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）の規定に基づき、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月三十日

総務大臣　林　芳正

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成二十年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後	改正前
様式第三号	**様式第三号**
［略］	［同左］
第１【法人の概況】	第１［同左］
［１～３　略］	［１～３　同左］
［削る］	４【従業員の状況】
［第２・第３　略］	［第２・第３　同左］
第４【機構の状況】	第４［同左］
［１・２　略］	［１・２　同左］
３【従業員の状況等】	［新設］
(1)【人材戦略に関する基本方針等】	
(2)【従業員の状況】	
［第５・第６　略］	［第５・第６　同左］
（記載上の注意）　［略］	（記載上の注意）　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十四号

特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令（令和八年政令第百五十四号）第三条第二項、第四条第三項、第六条、第七条及び第九条並びに附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）第一条の規定による改正前の船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十三条の規定に基づき、特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令施行規則を次のように定める。

令和八年四月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令施行規則

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（休日手当）

第二条　令第三条第二項の国土交通省令で定める休日手当は、解雇され、又は退職した日に係る対象労働期間の起算日から当該解雇され、又は退職した日の前日までの期間（次項において「対象期間」という。）における通常の労働日の報酬（次に掲げる報酬をいう。次項及び第五条において同じ。）の平均計算額の三割増以上の額でなければならない。

一　給料（報酬が歩合によって支払われる場合は、船員法第五十八条第一項の一定額）

二　職務手当

三　家族手当、乗船を事由として支払われる報酬及び特定漁船の態様により支払われる報酬以外の固定給（算定の基礎となる期間が一月を超えるものを除く。）

２　前項の通常の労働日の報酬の平均計算額は、次に掲げる金額に、対象期間における一日平均所定労働時間数を乗じた金額とする。

一　時間によって定められた報酬については、その金額

二　日によって定められた報酬については、その金額を一日の所定労働時間数で除した金額。ただし、日によって所定労働時間数が異なる場合においては、対象期間における一日平均所定労働時間数で除した金額

三　月によって定められた報酬については、その金額を一月の所定労働時間数で除した金額。ただし、月によって所定労働時間数が異なる場合においては、対象期間における一月平均所定労働時間数で除した金額

四　前三号以外の一定の期間によって定められた報酬については、前三号に準じて算定した金額

五　特定漁船員の受ける報酬が前各号の二以上の報酬からなる場合においては、当該報酬に係る労働時間数に応じて算定した金額

（令第四条第三項の国土交通省令で定める母船式漁業）

第三条　令第四条第三項の国土交通省令で定める母船式漁業は、母船式捕鯨業（船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令第二号の漁船の範囲を定める省令（令和二年国土交通省令第九十五号）第一条第一項第七号に規定する母船式捕鯨業をいう。）とする。

（休息時間の付与の方法）

第四条　令第四条第三項に規定する特定漁船の船舶所有者は、操業期間において休息時間を分割して特定漁船漁ろう員に与える場合には、一日の休息時間のうち、いずれかの休息時間を六時間以上とするものとする。

（割増手当）

第五条　令第六条の国土交通省令で定める割増手当は、通常の労働時間又は労働日の報酬に係る次に掲げる金額に、労働時間の制限を超えて、又は休日において作業に従事した時間数を乗じた金額の三割増以上の額でなければならない。

一　時間によって定められた報酬については、その金額

二　日によって定められた報酬については、その金額を一日の所定労働時間数で除した金額。ただし、日によって所定労働時間数が異なる場合においては、一週間における一日平均所定労働時間数で除した金額

三　月によって定められた報酬については、その金額を一月の所定労働時間数で除した金額。ただし、月によって所定労働時間数が異なる場合においては、一年における一月平均所定労働時間数で除した金額

四　前三号以外の一定の期間によって定められた報酬については、前三号に準じて算定した金額

五　特定漁船員の受ける報酬が前各号の二以上の報酬からなる場合においては、当該報酬に係る労働時間数に応じて算定した金額

（記録簿の記載事項）

第六条　令第七条の記録簿の記載事項は、次のとおりとする。

一　操業開始日及び操業終了日

二　特定漁船員の氏名及び職名

三　特定漁船員の一日当たりの労働時間（特定漁船漁ろう員の操業期間における労働時間を除く。）（休日に労働した時間を除く。）

四　休日に関する次に掲げる事項

イ　与えるべき休日の日数

ロ　休日が与えられた年月日

五　割増手当に関する次に掲げる事項

イ　休日に労働した年月日

ロ　休日の労働時間

（定員数以上の特定漁船員を乗り組ませることを要しない場合等）

第七条　令第九条の国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　日本国外において欠員が生じ、国内の港に帰港する場合

二　他船に引かれて航行する場合

三　入渠、修繕その他の事由により特定漁船を航行の用に供しない場合

四　前三号に掲げるもののほか、やむを得ない事由があるものとして最寄りの地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）の許可を受けた場合

２　特定漁船の船舶所有者は、前項第四号の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。

一　特定漁船の船舶所有者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二　特定漁船の種類、名称、総トン数及び航行区域

三　欠員の数、職名及び資格

四　許可を受けようとする事由及び期間

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令の施行の日（令和八年五月十三日）から施行する。

（指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令の廃止）

第二条　指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令（昭和四十三年運輸省令第四十九号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に航海中である指定漁船（前条の規定による廃止前の指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令第二条第一項に規定する指定漁船をいう。）に乗り組む海員の当該航海に係る労働時間及び休日については、同令の規定は、なおその効力を有する。

（船員職業安定法施行規則の一部改正）

第四条　船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第八十九条に関する事項）	（法第八十九条に関する事項）
第四十二条　（略）	**第四十二条**　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者のみを乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第四十八条の二から第四十八条の四まで及び附則第二条の規定並びに特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令（令和八年政令第百五十四号）第二条から第九条まで（第三条第二項及び第六条を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。	４　乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員派遣の役務の提供を受ける者のみを乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第四十八条の二から第四十八条の四まで及び附則第二条の規定並びに指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令（昭和四十三年運輸省令第四十九号）第三条、第五条第一項、第二項及び第五項、第六条第一項、第七条、第八条第一項並びに第八条の二第一項の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「その使用する」とあるのは「船員職業安定法第八十九条第四項に規定する派遣元の船舶所有者がその使用する」と、「これを所轄地方運輸局長」とあるのは「及びこれを所轄地方運輸局長」と読み替えるものとする。
５・６　（略）	５・６　（略）

法規的告示

○厚生労働省告示第二百六号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準及び厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月三十日　厚生労働大臣　上野賢一郎

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準及び厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件の一部を改正する告示

（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正）

第一条　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療	第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療
一～二十三　（略）	一～二十三　（略）
二十四　流死産検体を用いた遺伝子検査１	二十四　流死産検体を用いた遺伝子検査
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
二十五～三十　（略）	二十五～三十　（略）
三十一　流死産検体を用いた遺伝子検査２	（新設）
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状	
自然流産（自然流産の既往歴を有するもの）又は死産	
ロ　施設基準	
(1)　主として実施する医師に係る基準	
①　専ら産科、婦人科、産婦人科又は女性診療科に従事し、当該診療科について三年以上の経験を有すること。	

②　産婦人科専門医であること。 ③　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。 (2)　保険医療機関に係る基準 ①　産科、婦人科、産婦人科又は女性診療科を標榜していること。 ②　実施診療科において、常勤の産婦人科専門医が配置されていること。 ③　看護師が配置されていること。 ④　医療機器保守管理体制が整備されていること。 ⑤　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。 ⑥　医療安全管理委員会が設置されていること。 ⑦　遺伝カウンセリングの実施体制を有していること又は遺伝カウンセリングの実施体制を有している他の保険医療機関との連携体制を整備していること。 第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～六十　（略） 六十一　光線力学療法　転移性脳腫瘍（初発のもの又は治療後に再発したものに限る。） 六十二　多剤併用療法（レゴラフェニブ内服投与を含むものに限る。）並びにビノレルビン静脈内投与及びシクロホスファミド内服投与の併用療法による維持療法　ユーイング肉腫（転移性のものであり、かつ、初発のものに限る。）又は円形細胞肉腫（転移性のものであり、かつ、初発のものに限る。）	第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～六十　（略） （新設）

（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件の一部改正）

第二条　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（令和八年厚生労働省告示第百十八号）を次のように改正する。

表改正前欄の厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準第二中「三十」を「三十一」に改め、同告示第三中「六十」を「六十二」に改め、同表改正後欄の同告示第二中「二十七」を「二十八」に改め、同告示第三中「四十二」を「四十四」に改める。

附　則

この告示は、令和八年五月一日から適用する。

○厚生労働省告示第二百七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

特掲診療料の施設基準等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件の一部を改正する告示

（特掲診療料の施設基準等の一部改正）

第一条　特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第九　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） アニフロルマブ製剤 ガラダシマブ製剤	**別表第九**　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） （新設）

（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件の一部改正）

第二条　特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和八年厚生労働省告示第七十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第九　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） アニフロルマブ製剤 ガラダシマブ製剤	**別表第九**　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） アニフロルマブ製剤 （新設）

附　則

この告示は、令和八年五月一日から適用する。

○厚生労働省告示第二百八号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第五条の五第三項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器（平成二十六年厚生労働省告示第三百十六号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年四月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 1～507　（略） 508　光学式眼軸長測定装置	**別表** 1～507　（略） （新設）

○厚生労働省告示第二百九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第七項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年四月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第３ 1～1230　（略） 1231　光学式眼軸長測定装置	**別表第３** 1～1230　（略） （新設）

○農林水産省告示第六百四十八号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十三条第二項第九号、第十五条第一項第十三号、第十八条第九号、第二十二条第八号及び第二十三条第一項第七号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき農業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を次のように定める。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき農業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準

（育成就労の内容の基準）

第一条　農業分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、次のいずれにも該当することとする。

一　申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下同じ。）が労働者を六月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験を有すること（育成就労計画が労働者派遣型育成就労を行わせるものである場合を除く。）。

二　規則第十三条第二項第七号ロ⑷に掲げる科目について、農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第八十七条に規定する農林水産研修所が実施する労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十五条第一項各号に掲げる事項に関する研修を受講した者が講義を行うこととしていること。

（育成就労を行わせる体制の基準）

第二条　農業分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次のいずれにも該当することとする。

一　農業分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

二　農業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

三　農業分野における育成就労外国人の受入れに関し、農林水産大臣が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

（育成就労外国人の待遇の基準）

第三条　農業分野に係る規則第十八条第九号の告示で定める基準は、育成就労外国人について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条の規定を適用しないこととしていることとする。

（労働者派遣等監理型育成就労の実施の基準）

第四条　農業分野に係る規則第二十二条第八号の告示で定める基準は、本邦の派遣先が次のいずれかに該当する者であることとする。

一　労働者を六月以上継続して雇用した経験を有する者

二　派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者として選任している者

（労働者派遣等監理型育成就労を行わせる体制の基準）

第五条　農業分野に係る規則第二十三条第一項第七号の告示で定める基準は、申請者が第二条各号の基準に適合することとする。

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

○農林水産省告示第六百四十九号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十三条第二項第九号、第十五条第一項第十三号及び第二項第二号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を次のように定める。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準

（育成就労の内容の基準）

第一条　飲食料品製造業分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下同じ。）が、育成就労の対象となろうとする外国人と雇用契約を締結するに当たり、育成就労外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をしていることとする。

（育成就労を行わせる体制の基準）

第二条　飲食料品製造業分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次のいずれにも該当することとする。

一　飲食料品製造業分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

二　飲食料品製造業分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

三　飲食料品製造業分野における育成就労外国人の受入れに関し、農林水産大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

（育成就労を行わせる事業所の設備の基準）

第三条　飲食料品製造業分野に係る規則第十五条第二項第二号の告示で定める基準は、育成就労を行わせる事業所が、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次のいずれかに掲げるものを行っているものであることとする。

一　中分類〇九　食料品製造業

二　小分類一〇一　清涼飲料製造業

三　小分類一〇三　茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）

四　小分類一〇四　製氷業

五　小分類五六三　食肉小売業（食料品製造を行うものに限る。）

六　細分類五六二一　総合スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）

七　細分類五六八一一　食料品スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）

八　細分類五六八六一　菓子小売業（製造小売）

九　細分類五六八六三　パン小売業（製造小売）

十　細分類五六八九一　豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。）

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

○特許庁告示第七号

特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第五十条第四項の規定に基づき、特許庁長官が定める電磁的記録の複製のファイル形式を次のように定め、令和八年五月二十一日から施行する。

令和八年四月三十日　特許庁長官　河西　康之

特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第五十条第四項の規定に基づく特許庁長官が定める電磁的記録の複製のファイル形式

1．ファイル形式　電磁的記録の複製のファイル形式は、ＰＤＦ形式、ＪＰＥＧ形式、ＰＮＧ形式、ＭＰ４形式又はＭＰ３形式とする。ただし、当該電磁的記録を上記に掲げるファイル形式により複製することが困難な場合には、当該電磁的記録の複製のファイル形式は、当該電磁的記録のファイル形式とする。

電磁的記録のファイル形式が上記に掲げるファイル形式である場合には、光ディスクには電磁的記録の複製を記録しなくてもよい。

2．ファイル名

・枝番がない場合：“甲”（請求人・申立人の場合）／“乙”（被請求人・権利者の場合）＋“〇〇”(号証の番号、半角で桁数は最も大きいものに合わせる。)＋“号証の複製.”＋ファイル形式

・枝番がある場合：“甲”（請求人・申立人の場合）／“乙”（被請求人・権利者の場合）＋“〇〇”(号証の番号、半角で桁数は最も大きいものに合わせる。)＋“号証の”＋“△”（枝番の番号、半角で桁数は最も大きいものに合わせる。)＋“の複製.”＋ファイル形式

例１）枝番無し（枝番を除く証拠の数が10以上99以下）の場合：甲01号証の複製. pdf

例２）枝番有り（枝番を除く証拠の数が100以上999以下、枝番の数が10以上99以下）の場合：乙119号証の01の複製. pdf

○特許庁告示第八号

特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第五十条第一項の規定に基づき、特許庁長官が定める光ディスクの一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月三十日　特許庁長官　河西　康之

特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第五十条第一項の規定に基づき、特許庁長官が定める光ディスクの一部を改正する告示

特許法施行規則第五十条第一項の規定に基づき、特許庁長官が定める光ディスク（令和四年特許庁告示第十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第五十条第一項の規定に基づく光ディスク	特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第五十条第六項の規定に基づく光ディスク
1．媒体　提出される光ディスクは、日本産業規格Ｘ6282又はＸ6249に適合する直径120㎜のもの（いわゆるＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）でなければならない。	1．媒体　提出される光ディスクは、日本産業規格Ｘ6249に適合する直径120㎜のもの（いわゆるＤＶＤ－Ｒ）でなければならない。
2．（略）	2．（略）
3．ラベル面の記載等	3．ラベル面の記載等
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　（略）	⑵　（略）
ア　（略）	ア　（略）
イ　ファイル名	イ　ファイル名
㋐　証拠説明書：証拠説明書. pdf	㋐　証拠説明書：証拠説明書. pdf
㋑　証拠	㋑　証拠
・枝番がない場合：“甲”（請求人・申立人の場合）／“乙”（被請求人・権利者の場合）＋“〇〇”（号証の場合、半角で桁数は最も大きいものに合わせる。）＋“号証.”＋ファイル形式	・枝番がない場合：“甲”（請求人・申立人の場合）／“乙”（被請求人・権利者の場合）＋“〇〇”（号証の場合、半角で桁数は最も大きいものに合わせる。）＋“号証. pdf”
・枝番がある場合：“甲”（請求人・申立人の場合）／“乙”（被請求人・権利者の場合）＋“〇〇”（号証の場合、半角で桁数は最も大きいものに合わせる。）	・枝番がある場合：“甲”（請求人・申立人の場合）／“乙”（被請求人・権利者の場合）＋“〇〇”（号証の場合、半角で桁数は最も大きいものに合わせる。）

＋“号証の”＋“△”（枝番の番号，半角で桁数は最も大きいものに合わせる。）＋“.”＋ファイル形式

例１）枝番無し（枝番を除く証拠の数が10以上99以下）の場合：甲01号証.pdf

例２）枝番有り（枝番を除く証拠の数が100以上999以下，枝番の数が10以上99以下）の場合：乙119号証の01.pdf

(3)　各号証について，１頁目の右上に「甲／乙○号証」と赤文字で表示しなければならない。

附　則

この告示は，令和八年五月二十一日から施行する。

○気象庁告示第三号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第二十条第一項第一号の規定に基づき，気象業務法施行規則第二十条第一項第一号の規定による養成課程を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月三十日

気象庁長官　野村　竜一

気象業務法施行規則第二十条第一項第一号の規定による養成課程を定める件の一部を改正する告示

気象業務法施行規則第二十条第一項第一号の規定による養成課程を定める件（平成六年気象庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により，改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　海上自衛隊第二術科学校幹部専門気象海洋課程（令和六年度まで実施されていた海上自衛隊第一術科学校幹部専門気象海洋課程を含む。），航空自衛隊第四術科学校気象幹部課程並びに防衛大学校理工学研究科地球工学気象学系列及び高層気象系列	一　海上自衛隊第一術科学校幹部専門気象海洋課程，航空自衛隊第四術科学校気象幹部課程並びに防衛大学校理工学研究科地球工学気象学系列及び高層気象系列
二　（略）	二　（略）
三　一般財団法人気象業務支援センター（平成六年三月十五日に財団法人気象業務支援センターという名称で設立された法人をいう。）が行う気象事業者上級職員特別講習	三　財団法人気象業務支援センター（平成六年三月十五日に財団法人気象業務支援センターという名称で設立された法人をいう。）が行う気象事業者上級職員特別講習

附　則

この告示は，公布の日から施行する。

その他告示

○法務省告示第三十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により，次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は，告示の日から効力を生ずる。

令和八年四月三十日

法務大臣　平口　洋

さいたま地方法務局所属　櫻井　佐英

大阪法務局所属　遠藤　敏郎

富山地方法務局所属　田中　聖浩

○財務省告示第百二十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十二第二項の規定に基づき，個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件（平成二十七年九月財務省告示第三百十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三十日

財務大臣　片山さつき

別表公益社団法人配合飼料供給安定機構（東京都中野区中央五丁目八番一号）の項中「まで及び」を「まで，」に改め，「令和八年三月三十一日まで」の下に「及び同年四月三十日から令和九年三月三十一日まで」を加える。

○農林水産省告示第六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により，次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　金子　恭之

一　保安林の所在場所　岩手県奥州市胆沢若柳字大歩二九

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は，択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により，次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　金子　恭之

一　保安林の所在場所　福井県福井市坪谷町六五字里豆一一から二一まで，六六字横尾峯一五から二二まで，二七，二九，三一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は，択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により，次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　金子　恭之

一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市有明町蓬原字井ノ木二八五七、二八五七の一、二八五九の四、二八六七
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　保安林の所在場所　鹿児島県出水市下大川内字内平三四六三の三、三四六三の六から三四六三の八まで、三四六三の一〇、三四六三の一五、三四六三の一八
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市志布志町内之倉字永田四二八五の一、四二八五の三、四二八五の一三、字今村四五二一の一、四五二一の三、四五二一の五、四五二二の一、四五二二の二、四五二二の四、四五二二の八、四五二二の九、四五二三、四五二三の二、四五二八の二、四五三一の一、四五三二の一、字井手平五四三五の一、字和田五七四七の二、五七五一、五七五二の九、五七五二の一〇、五七五二の一三、五七五九の一、五七六〇の一、五七六一の一、字打越六八七〇の二、志布志町田之浦字菅谷一八四三の七、字上村二二四四の一、二二四四の四、二二四四の六、二二四四の一六、志布志町帖字大二反野九一〇二の一、九一〇二の三、九一〇八の一〇、九一〇八の一三、九一〇八の一六、字二反野九一一二、九一一二の一、九一一四、九一一四の一、九一一四の二、九一一六の一、九一一七の二、九一一七の七、九一二六、九一二七、九一二八の一、九二〇九の三、九二一八の四
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町秋縄字洞一二六〇から一二六二まで、字ハチカミ尻一二九九、一三〇四、一三〇四の一、字船地一三七〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町生山字板井谷山六〇〇の一、六〇一の三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡多良木町大字奥野字不易一五四九の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字長岩五二六一の六から五二六一の八まで・五二六一の七七・五二六一の七八・五二六一の八七から五二六一の九二まで（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、五二六一の五、五二六一の九、五二六一の七九から五二六一の八六まで、五二六一の九三、五二六一の九六、字高城五二六六の六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　保安林の所在場所　静岡県沼津市石川字コガ子九七三の一（次の図に示す部分に限る。）、九七二の一、九七九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字コガ子九七二の一・九七九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九七三の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び沼津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　保安林の所在場所　秋田県大館市比内町大葛字大渡一二の一、一二の七、一二の九、九七の二、字大渡上段三六の一、三六の四、字上川原一〇六の一、一〇六の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百九十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の六十九の規定により次の無人航空機講習を行う者を登録し、又は同法第百三十二条の七十三の規定に基づき、登録講習機関から登録事項の変更の届出があったので、同法第百三十二条の八十一第一号及び第二号の規定により、公示する。

令和八年四月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　令和八年三月三十一日までに新たに登録された登録講習機関の登録年月日、登録番号、名称、住所、代表者の氏名及び種類並びに無人航空機講習事務を行う事務所の名称及び所在地

令和八年三月三十一日までに新たに登録された登録講習機関の登録年月日、登録番号、名称、住所、代表者の氏名及び種類並びに無人航空機講習事務を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、インターネットの利用により公表する。）

二　令和八年三月三十一日までに変更の届出があった登録講習機関の登録年月日、登録番号、名称、住所、代表者の氏名及び種類並びに無人航空機講習事務を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、インターネットの利用により公表する。）

○国土交通省告示第五百九十三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の七十五の規定に基づき、登録講習機関から無人航空機講習事務の休廃止の届出があったので、同法第百三十二条の八十一第三号の規定により、公示する。

令和八年四月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

令和八年三月三十一日までに無人航空機講習事務の休止又は廃止の届出があった登録講習機関の登録年月日、休廃止日、登録番号、名称及び種類並びに無人航空機講習事務を行う事務所の名称及び所在地

令和八年三月三十一日までに無人航空機講習事務の休止又は廃止の届出があった登録講習機関の登録年月日、休廃止日、登録番号、名称及び種類並びに無人航空機講習事務を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、インターネットの利用により公表する。）

○国土交通省告示第五百九十四号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の八十二の規定により次の無人航空機更新講習を行う者を登録し、又は同法第百三十二条の八十三において準用する同法第百三十二条の七十三の規定に基づき、登録更新講習機関から登録事項の変更の届出があったので、同法第百三十二条の八十三において準用する同法第百三十二条の八十一第一号及び第二号の規定により、公示する。

令和八年四月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　令和八年三月三十一日までに新たに登録された登録更新講習機関の登録年月日、登録番号、名称、住所、代表者の氏名及び種類並びに無人航空機更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地

令和八年三月三十一日までに新たに登録された登録更新講習機関の登録年月日、登録番号、名称、住所、代表者の氏名及び種類並びに無人航空機更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、インターネットの利用により公表する。）

二　令和八年三月三十一日までに変更の届出があった登録更新講習機関の登録年月日、登録番号、名称、住所、代表者の氏名及び種類並びに無人航空機更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、インターネットの利用により公表する。）

○北陸地方整備局告示第二十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、令和八年四月八日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月三十日

北陸地方整備局長　髙松　諭

建築基準法第68条の25第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：接触ばっ気循環方式

製造者の住所・氏名	石川県白山市相木町383番地　ニッコー㈱ 代表取締役社長　三谷　明子		
工場の所在地及び名称	埼玉県行田市藤原町1－21－1　ニッコー㈱ 茨城県北茨城市磯原町上相田1099－46　日東電気㈱　磯原工場 宮城県栗原市金成大平13－38　エコロ・プラント㈱　宮城工場 栃木県下野市中大領308－2　㈱前田工業 岐阜県安八郡安八町南條1294番地1　坂化学工業㈱		
認定番号	浄化槽の名称		
4－26－H－001	ニッコー小規模浄化槽	水創り王UX－5型	
〃　－1	〃	水創り王UX－7型	
〃　－2	〃	水創り王UX－10型	

○近畿地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三十日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	栗東市小野字南尾五三番二から同市上砥山字砥坪九〇九番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三十日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長備考
湖南市石部北二丁目二一〇四番から草津市大路三丁目字新屋敷六五番一まで	前	A　一〇・五〇～二〇・一九メートル B　五一・五〇～三五〇・八三メートル C　三七・四二～一二五・六〇キロメートル
	後	A　一〇・五〇～九・七四メートル B　五一・五〇～三五〇・八三キロメートル C　八・〇〇二～三・三六三キロメートル

上記A、B及びCは、関係図面に表示する区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

国会事項

衆議院

議事日程

四月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十二号

令和八年四月二十八日（火曜日）

午後一時開議

第一　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

第二　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

一　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

参議院

質問主意書提出

四月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。

ＥＶバス等への補助事業に対する報道の影響に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三八号）

小泉防衛大臣が自衛官を「軍人」と表現したことに関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三九号）

自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱及び陸上自衛隊中央音楽隊副隊長の同行に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第四〇号）

人事異動

内閣

○環境大臣臨時代理解職

国務大臣　鈴木　憲和

環境大臣石原宏高帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　鈴木　憲和

内閣府特命担当大臣石原宏高帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を免ずる（以上四月二十六日）

法務省

（秋田地方検察庁検事正兼仙台高等検察庁秋田支部長）検事　石原　香代

最高検察庁検事に配置換する

仙台高等検察庁検事の併任を解除する

（名古屋地方検察庁岡崎支部長）

同　冨田　寛

秋田地方検察庁検事正に配置換する

仙台高等検察庁検事に併任する

仙台高等検察庁秋田支部勤務を命ずる

仙台高等検察庁秋田支部長を命ずる

（最高検察庁検事法務総合研究所教官・法務総合研究所研究部長）同　野原　一郎

名古屋地方検察庁検事に配置換する

名古屋地方検察庁岡崎支部勤務を命ずる

名古屋地方検察庁岡崎支部長を命ずる

（東京高等検察庁検事）同　上島　大輔

法務総合研究所教官・法務総合研究所研究部長に充てる

（東京地方検察庁検事）同　寺田　太郎

公正取引委員会に出向させる

東京地方検察庁検事に併任する（以上四月二十日）

（横浜地方検察庁検事）検事　地引　彩乃

東京地方検察庁検事に配置換する（四月二十二日）

札幌市

辞職　新　旧

同　（交通事業管理者）　芝井　静男

同　（水道事業管理者）　村瀬　利英

同　（会計管理者）　木村　良彦

同　（子ども未来局長）　佐藤　学

同　（経済観光局長）　坂井　智則

同　（都市局長）　釜石　睦由

同　（監査事務局長）　奥村　俊文

（以上三月三十一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、四月二十一日午前九時三十五分御出門、第四十一回世界獣医師会大会に御臨席のため、東京国際フォーラム（千代田区）へ行幸啓、同日午後二時三十七分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和八年四月三十日　　金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項

令和８年３月18日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(9)第24482号	株式会社すがファイナンス
東京都知事(1)第32047号	ブルーホライゾン債権回収株式会社
愛知県知事(1)第04228号	株式会社大晃

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登　録　番　号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
令和８年２月13日	東京都知事 ⑴第32038号	有限会社オールジャパン保証（有限会社マネックス）
令和８年２月18日	静岡県知事 ⑮第00237号	丸専株式会社（ＣＲＥＤＩＴマルセン）（丸専株式会社）

令和８年３月18日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登　録　番　号	商号、名称又は氏名
東京都知事 ⑭第00812号	晶光商事株式会社
愛知県知事 ⑼第03629号	ローンプラザミエ
群馬県知事 ⑵第01219号	ぐんま地域共創投資事業有限責任組合

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月30日　　国土交通大臣　金子　恭之

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要
地形図	２万５千分１	令和７年	知床岬	16―2	羅臼	調製・多色・桭判
〃	〃	〃	知床岬	16―4	知床峠	〃　〃　〃
〃	〃	〃	北見	15―4	石狩岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	旭川	3―1	白雲岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	旭川	3―2	五色ヶ原	〃　〃　〃
〃	〃	〃	旭川	4―3	オプタテシケ山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	夕張岳	10―1	石狩金山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	札幌	5―4	石狩当別	〃　〃　〃
〃	〃	〃	札幌	6―1	栗沢	〃　〃　〃
〃	〃	〃	札幌	6―2	長沼	〃　〃　〃
〃	〃	〃	札幌	6―3	江別	〃　〃　〃
〃	〃	〃	札幌	6―4	野幌	〃　〃　〃
〃	〃	〃	屋久島	6―2	安房	〃　〃　〃
〃	〃	〃	屋久島	6―3	屋久宮之浦	〃　〃　〃
〃	〃	〃	屋久島	6―4	宮之浦岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	屋久島	7―3	尾之間	〃　〃　〃
〃	〃	〃	屋久島	10―1	一湊	〃　〃　〃
〃	〃	〃	屋久島	10―2	永田岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	屋久島	11―1	栗生	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　令和８年５月１日

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０１１号
東京都目黒区八雲３丁目２３番２０号
清算株式会社　世田谷商事株式会社
代表清算人　櫻井　歩身
１　決定年月日　令和８年４月１４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和8年（ヒ）第3011号
大阪市中央区南船場１丁目１６番１０号
清算株式会社　株式会社クローバー
代表清算人　　高林　更次
１　決定年月日　令和8年4月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第２号
北海道小樽市銭函５丁目５３番地４
清算株式会社　株式会社江別商事
代表清算人　石井淳治
１　決定年月日　令和８年４月１４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（ヒ）第３００１号
群馬県渋川市金井７２６番地１
清算株式会社　株式会社ニュー東京
代表清算人　任柾勲
１　決定年月日　令和８年４月１４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第6号
熊本市東区佐土原三丁目１１番９５号
清算株式会社　ビッグロード株式会社
１　決定年月日　令和8年4月10日
２　主　　文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００５号
福岡市城南区別府一丁目19番40－1102号第33プリンスマンション城南
清算株式会社　Ｇ企画株式会社
代表清算人　　渡邉信一郎
１　決定年月日　令和８年４月15日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
福岡地方裁判所第４民事部

更生手続における書面による決議に付する決定

令和７年（ミ）第３号

大阪市中央区博労町四丁目２番15号
更生会社　中川企画建設株式会社
１　議決権の行使方法　書面投票
２　書面投票期間　令和８年４月14日から令和８年５月26日まで
３　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限　令和８年５月11日
令和８年４月14日
大阪地方裁判所第６民事部

更生計画変更

令和６年（ミ）第１号

東京都千代田区大手町１－１－２大手門タワー
更生会社　なぎさアセットマネジメント株式会社（旧商号　寛一商店株式会社）
管財人　南　賢一
１　決定年月日　令和８年４月１４日
２　主文　令和８年４月１３日付け変更計画案のとおり更生計画を変更する。
３　更生計画変更計画の要旨
原更生計画第３章第３節第１の２（２）エの後に次の事項を追加する。
「オ　追加弁済
前記エに定める最終免除後の管財人（更生手続終結後は清算人）による残余の換価対象資産の換価回収により、共益債権の支払を含めた更生手続及び清算手続の遂行に必要と見込まれる一切の費用を控除した後もなお余剰となる資金が生じることとなった場合には、当該余剰となる資金を弁済原資として前記ウの最終弁済に記載する方法に準じて各債権者に対する追加弁済額を算定し、追加弁済額確定後速やかに、当該追加弁済額の範囲で上記エの最終免除に係る効力を失わせた上で、追加の弁済を行う。」
東京地方裁判所民事第２０部

更生手続における包括的禁止命令

令和８年（ミ）第３号

広島市東区上温品四丁目３３番３０－６０９号
開始前会社　株式会社ウェブ・エージェンシー
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。
１　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分及び担保権の実行
２　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
３　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）
令和８年４月１４日
東京地方裁判所民事第２０部

更生手続における監督命令

令和８年（ミ）第３号

広島市東区上温品四丁目３３番３０－６０９号
開始前会社　株式会社ウェブ・エージェンシー
主文　１　開始前会社について、監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員に次の者を選任する。
東京都千代田区平河町２丁目７番５号砂防会館本館３階　ＴＦ法律事務所　弁護士　小畑　英一
３　開始前会社が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
⑴　開始前会社が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（１０万円以下の価額を有する財産に係る取引及び常務に属する取引に関する場合を除く。）
⑵　開始前会社の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（開始前会社による取立てを除く。）
⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
⑷　貸付け
⑸　借財（手形割引を含む。）又は保証
⑹　訴えの提起若しくは保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て又はこれらの取下げ
⑺　和解又は仲裁合意
⑻　債務免除、無償の債務負担行為又は権利の放棄
⑼　担保の変換（更新された火災保険契約に係る保険金請求権に対する担保変換としての質権の設定を除く。）
⑽　開始前会社の事業の維持更生の支援に関する契約又は当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
令和８年４月１４日
東京地方裁判所民事第２０部

監督命令

書面による決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は確定給付企業年金法第81条に基づく法第85条第１項により、厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、確定給付企業年金法施行令第59条に基づき次のとおり公告します。

１．清算人氏名　堤　　宏記
２．住所　大阪府堺市北区金岡町3046―１―1514

令和８年４月30日

大阪府大阪市中央区南船場２丁目12番８号
エア・ウォーター企業年金基金
理事長　堤　　宏記

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　　掲載の日付　令和八年三月五日
　　掲載頁　六十一頁（号外第四十五号）
（乙）掲載　官報
　　掲載の日付　令和八年三月五日
　　掲載頁　六十一頁（号外第四十五号）

令和八年四月三十日

東京都品川区上大崎二丁目一五番一九号Ｂ
ＬＯＣＫＳＭＥＧＵＲＯ七一〇号
（甲）リトライブ株式会社
代表取締役　佐藤　元紀
東京都渋谷区東三丁目一四番一五号
（乙）ＡＲＩ株式会社
代表取締役　佐藤　元紀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三十日

愛知県刈谷市今川町田地池三四番地
（甲）合同会社ボラリス
代表社員　杉山　輝男
愛知県刈谷市今川町田地池五九番地
（乙）合同会社シャイン
代表社員　杉山　輝男
愛知県刈谷市今川町田地池三四番地
（丙）合同会社マイスター
代表社員　杉山　輝男

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社魁力屋（乙、住所京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町六七〇番地）の「京都北白川ラーメン魁力屋」を運営する飲食事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、当社は会社法第七九六条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年四月三十日

京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町六七〇番地　株式会社魁力屋分割準備会社
代表取締役　田口　　剛

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社岩本商会（住所滋賀県大津市神領四丁目五番二一号）に対して当社の京都市における一般廃棄物の収集、運搬・リサイクル処理業に関して有する権利義務の全部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月三十日

滋賀県大津市瀬田一丁目二番一四号
有限会社岩本商会
代表取締役　岩本　和王

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＨＯＳとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三十日

札幌市北区麻生町七丁目五番二〇号ＨＯＳＢＬＤ４Ｆ
合同会社ＨＯＳ
代表社員　工藤　元紀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三十日

青森県八戸市日計一丁目六番二一号
合同会社ＭＭＣ
代表社員　村上　巧茹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月五日であり、組織変更後の商号はグッドライフアイランド株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三十日

山形県酒田市飛島字勝浦乙一三二番地一九号
ＧＯＯＤ　ＬＩＦＥ　ＩＳＬＡＮＤ合同会社
代表社員　合同会社とびしま
職務執行者　本間　　当

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三十日

茨城県神栖市大野原一丁目二番二九号レガート大野原Ｂ一〇五
代表社員　慶楽合同会社
　　白川　裕介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｒｅｌａｔｅとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三十日

栃木県宇都宮市駒生町一〇六一―一七
合同会社Ｒｅｌａｔｅ
代表社員　渡辺　友輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三十日

東京都台東区下谷三―一―二四ＧＯＧＯオフィス六一六
合同会社シャルメ
代表社員　比嘉　章併

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三十日

東京都大田区中央三丁目一〇―二
Ｊｏｙｃａｓ　ＦｅＴｅｃｈ合同会社
代表社員　金川　新一
代表社員　何　　敏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社あさくさ食堂とします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三十日

神奈川県鎌倉市小町一丁目四番一三号
合資会社浅草食堂
代表社員　藤原　康夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三十日

名古屋市中区新栄三―一九―二〇ロジェ千種五〇一

合同会社アンダーウィル

代表社員　柳本　浩汰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月三日であり、組織変更後の商号はＳＰＡＲＫ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三十日

大阪市淀川区西宮原一―八―三八―一一〇八

ＳＰＡＲＫ合同会社

代表社員　中本　充基

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三十日

大阪府富田林市須賀二丁目一九番八号

ハイマスト合同会社

代表社員　山縣　圭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ａｃｅ．ｓＭｅｄｉｃａｌとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三十日

神戸市北区泉台三丁目二番地の六

Ａｃｅ．ｓＭｅｄｉｃａｌ合同会社

代表社員　木下　潤一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三十日

佐賀県佐賀市西魚町八五番地

合同会社北島

代表社員　北島　和寛

効力発生日変更公告

左記会社は、令和八年五月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年六月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年四月三十日

千葉県市原市五井五九四五番地の一

（甲）陽品運輸倉庫株式会社

代表取締役　高松　克行

埼玉県大里郡寄居町用土五九二〇番地一

（乙）ベトロサポート株式会社

代表取締役　高松　克行

千葉県袖ケ浦市南袖六五番地一

（丙）陽品運輸商事株式会社

代表取締役　高松　克行

千葉県市原市五井五九四五番地の一

（丁）野田エルピーガス物流株式会社

代表取締役　高松　克行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し七百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十二日

掲載頁　一二〇頁（号外第三十号）

令和八年四月三十日

東京都渋谷区桜丘町二〇番四号

株式会社ＮＥＸＹＺ．東日本

代表取締役　近藤太香巳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し四百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十二日

掲載頁　一二〇頁（号外第三十号）

令和八年四月三十日

広島県広島市南区的場町一丁目二番二一号

株式会社ＮＥＸＹＺ．中国

代表取締役　近藤太香巳

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億千六百十七万七千八百六十五円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月二十五日で、株主総会の決議は令和八年五月十八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.iheartjapan.jp

令和八年四月三十日

京都市中京区天神山町二八〇

ｉＨｅａｒｔ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　角田　健治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年四月十七日開催の臨時株主総会の決議により、資本金の額を一億六千四百三十七万五千円、資本準備金の額を三百十七億四千三百五万二千五百六十七円減少することにいたしました。

効力発生日は、令和八年六月十五日です。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。ただし、当社は令和八年二月一日付で商号変更しており、旧商号豊山株式会社として掲載されております。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　七頁

令和八年四月三十日

福岡県北九州市戸畑区牧山一丁目一番三六号

ＨＡＭＡＤＡホールディングス株式会社

代表取締役　松本　豊

基準日設定につき通知公告

当投資法人は、令和八年七月三日開催の投資主総会において議決権を行使できる投資主を確定するため、令和八年五月十五日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、議決権を行使できる投資主といたします。

令和八年四月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

ジャパン・プライベート・リート投資法人

執行役員　内山隆太郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年五月十五日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年五月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年四月三十日

京都市下京区新町通四条下る四条町三四七番地の一

株式会社アドインテ

代表取締役　十河　慎治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月三十日

札幌市東区中沼西一条一丁目五番一五号

株式会社札幌サニター

代表取締役　種田　直人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月三十日

川崎市多摩区寺尾台一丁目三番地

株式会社エルメック

代表取締役　中村　文子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月三十日

岡山市北区表町三丁目三番三〇号

株式会社よいきげん

代表取締役　山本　昌平

株式分割につき通知公告

当社は、株式一株を五株に分割することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年五月二十一日です。

令和八年四月三十日

宮崎県東臼杵郡門川町中須二丁目一一番地

有限会社馬渡産業

代表取締役　馬渡　豊

株式交換につき株券等提出公告

当社は、ＹＡＨＯ株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年六月二日までに当社にご提出下さい。

令和八年四月三十日

広島県府中市高木町一〇七一番地

ヤスハラケミカル株式会社

代表取締役　安原　禎二

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である米田尚司が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月三十日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

ＡｉｒＰｌｕｓ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ　ＧｍｂＨ

日本における代表者　米田　尚司

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和八年六月一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和八年四月三十日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号

株式会社ＳＤＧインパクトジャパン

代表取締役　前川　昭平

取得条項付新株予約権の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので、公告します。

一、取得する取得条項付新株予約権

第一回新株予約権九十六個、第三回新株予約権四十九個、第四回新株予約権八百三十八個、第六回新株予約権七十九個、第九回新株予約権五十七個、第十回新株予約権五十五個、第十二回新株予約権七十一個、第十三回新株予約権四十個

二、取得日　令和八年五月十五日

令和八年四月三十日

東京都港区赤坂三丁目二番一二号赤坂ノアビル二階

株式会社バルクオム

代表取締役　野口　卓也

取得条項付新株予約権の取得につき通知公告

当社は、令和八年三月二十三日開催の取締役会において、下記の通り、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので、会社法第二百七十三条第二項及び第三項並びに同法第二百七十四条第三項及び第四項の規定に基づき公告いたします。

一、取得する新株予約権

当社が発行済みの第一回新株予約権のうち、令和八年四月一日時点で行使条件を満たさない新株予約権の全部

二、取得する新株予約権の数

二万五千三百八十四個

三、取得の日

令和八年五月十五日

令和八年四月三十日

東京都渋谷区道玄坂一丁目二一番一号ＳＨＩＢＵＹＡＳＯＬＡＳＴＡ三Ｆ

Ａｎｉｍｏｃａ　Ｂｒａｎｄｓ株式会社

代表取締役　天羽　健介

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和八年三月十三日開催の臨時総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議いたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

令和八年四月三十日

和歌山県田辺市下三栖一七四六番地の四〇

紀南管工事協同組合

代表理事　上地　秀賢

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、令和七年十月一日をもって確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第八十四条第一項の規定により終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー二〇Ｆ

株式会社ワーナーミュージック・ジャパン確定給付企業年金

清算人　山本　真

債権申出の公告（第二回）

当社は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

埼玉県さいたま市浦和区本太三―二―六

古河産業株式会社

確定給付企業年金清算人　馬場孝一朗

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年三月五日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都新宿区西新宿四丁目一五番三号

住友不動産建物サービス株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　後藤　正樹

債権申出の催告（第三回）

当社規約型企業年金は、令和八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載（令和八年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

兵庫県加古川市野口町古大内五一〇

東レＫＰフィルム株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　吉田　敏朗

訂正公告

令和八年四月二十一日（号外第九十三号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中「⑤本社所在地」とあるは「⑤本店」の誤りにつき訂正します。

令和八年四月三十日

東京都中央区日本橋箱崎町三二番三―八一五号

株式会社イッツ・ワールド

代表取締役　辻村　暁

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年二月五日国土交通省告示第二百五十三号（都市計画に関する件）（原稿誤り）				
六三		終りから九	令和二年四月三十日	令和二年三月三十日
令和八年三月三十一日（号外第七十五号）国土交通省告示第四百四十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件）（原稿誤り）				
七三九		改正後欄終りから七	受入れにする	受入れに関する
令和八年三月三十一日（号外第七十五号）国土交通省告示第四百四十二号（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準）（印刷誤り）				
七四〇				ページ一三行目は改行せず、一二行目につづくの誤り。